

【資料編】

1. 用語集

掲載ページについては、その用語が最初に掲載されているページとしています。

用語名	解説	掲載ページ *
あ行		
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、情報・通信に関する技術の総称を指す。	P.50
赤潮	海水や河川の水の中でプランクトンが異常繁殖し、水の色が変色する現象。水が赤褐色に染まることが多いため、「赤潮」と呼ばれる。	P.6
圧送	ポンプ設備などを利用し、污水に圧力をかけ下水処理場まで輸送すること。管渠勾配を利用して下水を輸送する自然流下方式だけでは、長い管渠延長や地形変化により管渠の埋設深さが深くなるなど、整備費用が高くなるため、起伏のあるエリアなどは圧送方式を組み合わせる必要がある。	P.7
ウォーターPPP	水道、工業用水道、下水道などの水分野の施設、設備を対象とした官民連携方式で、コンセッション(公共施設等運営事業)方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称のこと。	第2章 P8
雨水	降雨によって流域から生じる表面水。 ※流域…一つの河川に降水が流入する全区域のこと、流域が接するところを分水界という。	P.5
雨水出水浸水想定区域図	想定される最大規模の降雨によって排水能力を超えて雨水が浸水する可能性がある範囲や、浸水の深さ、継続時間を図示したもの。	第6章 P31
雨天時浸入水	分流式下水道において、雨天時に汚水管に浸入する雨水や地下水のこと。これらは、マンホールの蓋の穴や汚水管への誤接続、あるいは汚水管の劣化箇所から流入することが主な原因とされている。	P.46
汚水	トイレ排水や生活雑排水、工場からの生産活動による排水などの汚れた水。 ※生活雑排水…台所や洗面所、浴室などから排出される汚れた水。	P.5

汚水処理費	下水道事業の管理運営に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。下水道使用料で回収すべき経費は下水道事業の管理運営に要する経費のうち公費負担分を除いた、私費で負担すべき経費分の汚水処理費である。	P.23
汚泥	下水の処理過程で発生する泥状の物質。従来は廃棄物として埋立てなどで処分されてきたが、現在は焼却処理を行った後、焼却灰をセメントの原料にするなど再資源化を行っている。近年は技術の進歩などにより、バイオガス、汚泥燃料、肥料などの多様な資源として注目されている。また、社会全体が循環型社会への転換が求められる状況を踏まえ、2015年5月の下水道法改正においては、下水道管理者に対し、下水汚泥の減量化の努力義務に加え、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務が規定されている(下水道法第二十一条の二第二号)。	P.65
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などのガスが該当する。	P.38
か行		
カーボンニュートラル	生活や産業活動によって生ずる二酸化炭素等の温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	第6章 P24
改築更新	下水道施設の全部又は一部の再建築あるいは取替えを行うこと。	P.5
合併処理浄化槽	各家庭や事業所から排出されるし尿及び生活雑排水を微生物の働きで浄化し、側溝などを経由して河川に放流するための設備。適正に管理されれば、下水道と同レベルの浄化能力を持つ。なお、浄化槽には、し尿のみを処理し生活雑排水は未処理のまま放流する単独処理浄化槽と、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類があり、2001年度の浄化槽法の改正によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されている。	P.59
管渠	下水を収集し、移送するための施設。	P.6
管渠老朽化率	法定耐用年数(50年)を超えた管渠延長の割合を	P.32

	表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。	
幹線	当市では下水道法施行規則第3条に従い、20ha以上の大下水道管のことを「幹線」としている。20ha未満の大下水道管は「枝線」とする。	P.75
管路施設	下水(汚水と雨水)を集めて下水処理場や公共用水域等の放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称である。具体的には管渠、マンホール、雨水吐き室、ポンプ場などから構成されている。	P.48
企業債	地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるため起こす地方債(地方公営企業が1会計年度を超えて行う借り入れ)。	P.25
企業債残高	事業者の年度末における企業債の残高。	P.25
基準外繰入	総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めている。この繰出基準に基づかない繰入をいう。	P.21
基準内繰入	総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めている。この繰出基準に基づく繰入をいう。	P.21
供用開始	下水道の処理区域において、下水道が整備され下水道が使用可能になったことを表す。	P.27
グリーストラップ	飲食店や食肉加工工場において下水管に直接油脂が流出するのを防ぐため、法的に厨房などへの設置が義務付けられた油脂分離阻集器のこと(建設省告示第1597号)。	P.61
経常損益	通常の事業活動で発生した損益のこと。	第2章 P12
下水道	下水を排除するために設けられる排水管、排水渠きよその他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(廻し尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう(下水道法第二条第二号)。	P.1
下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)	下水道事業における低炭素・循環型社会の構築やライフサイクルコスト縮減、浸水対策、老朽化対策等を実現し、併せて、日本企業による水ビジネスの海	第5章 P11

	外展開を支援するための事業。 ※ B-DASH プロジェクト: <u>Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project</u>	
下水道台帳システム	都市の下水道管や関連施設の「位置・構造・維持管理情報」を地図上に統合し、電子的に管理するシステム。	第5章 P6
下水道の防除	大雨によって引き起こされる都市や住宅地への浸水被害を防ぐこと。	第2章 P1
下水道ビジョン	今後の下水道のあり方について長期的な視点に立った基本的な方針や施策の方向性を示し、市民の下水道事業への理解を深め、協力を得ながら着実に下水道の役割を果たすことを目的に策定したもの。当市では2011年度に策定している。	P.1
減価償却費	時間の経過や使用により価値が減少する固定資産を取得した際に、購入額をその耐用年数に分割して各年で計上する費用を指す。	P.94
嫌気無酸素好気法	下水処理場での水処理方法のひとつ。窒素とりんの除去を目的に標準活性汚泥法を改良した水処理方法であり、反応タンクが嫌気槽と無酸素槽と好気槽の3種類の槽で構成されている。	P.7
建設改良費	固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費のこと。	第2章 P12
公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。特別会計(民間企業と同様に発生主義・複式簿記を採用する「公営企業会計」)を設けて経営を行う(地方財政法第六条)。	P.1
公共下水道事業	汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業が公共下水道等を運営する事業である。	P.1
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう(水質汚濁防止法第二条第一項)。 ※公共溝渠…公共の用に供される溝渠。下水処理場を有しておらず、かつ、流域下水道に接続してい	P.5

	ない下水道(雨水管)と都市下水路をいう。	
高度処理	標準活性汚泥法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。窒素やりんをさらに取り除くことができる。	P.6
さ行		
再資源化率	排出された廃棄物や使用済み製品などのうち、新しい製品の原材料として再利用(リサイクル)できる割合。	第 6 章 P25
財政マネジメント	国や地方公共団体が行う経済活動の様々な資源、資産、リスクを管理し、効果を最適化しようとする手法のこと。	P.1
市街化区域	都市計画法に基づき区分される区域の一つで、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべきとされている区域。	P.1
市街化調整区域	都市計画法に基づき区分される区域の一つで、市街化を抑制すべき区域。開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則としておこなわれない。	P.33
事業計画	公共下水道を設置しようとするときに下水道管理者が定める計画のこと。5~7 年の期間に実施する計画で、予定処理区域、計画下水量、設置する施設の能力などを定める。	P.1
事業継続計画	大規模災害が発生し、人員、資機材、情報及びライフラインなどの資源に制約がある状況下で、応急復旧業務に加え、下水道機能などの市民生活に不可欠な通常業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短期間で業務を再開させるための計画。BCP(Business Continuity Plan)ともいう。	P.53
自己託送	自家用発電設備の設置者が当該設備で発電した電力を一般送配電事業者の送電網を介して、遠隔地の自己所有施設に送電・供給すること。	第 5 章 P10
仕事目標	組織や個人が達成したい具体的な成果や到達点を、具体的な数値や期限とともに設定したものを指す。	第 2 章 P24
重要な幹線等	ポンプ場・下水処理場に直結する幹線、防災拠点や避難施設からの排水を受ける枝線、災害連携病院などからの排水を受ける枝線、要配慮者利用施設	P.75

	からの排水を受ける枝線、河川・軌道下を横断する管渠及び緊急輸送路などに埋設されている枝線のこと。	
状態監視保全	機械や設備の状態を点検や調査で常に監視し、異常を早期に発見することで故障を未然に防ぎます。また、状態を適切に把握し、最適な時期に修繕を行うことで、コスト削減を図る手法です。	P.78
使用料収入	各家庭や事業所から徴収する下水道の使用料。	第2章 P12
処理区域内人口	排水区域のうち排除された下水を下水処理場により処理することができる地域で、供用開始の告示済み区域を処理区域といい、その区域内の人口のこと。	P.27
人口普及率	行政区域内人口に対する、処理区域内人口の割合。 (=下水道人口普及率)	P.15
浸入水	下水道管内に、下水以外の地下水、雨水などが管の継ぎ手部、マンホールの蓋穴、ますなどから浸入してくる水。	P.81
水洗化率	行政区域内人口に対する、公共下水道への接続または合併処理浄化槽による汚水処理をしている人口の割合。	P.59
水路	一級河川や二級河川、準用河川といった河川法などの特別法に基づいて管理されている河川(法定河川)以外の普通河川のこと。 ※一級河川・・・国土保全上又は国民経済上特に必要な水系(水源から河口までの本流とそれに流れ込む支流をまとめて呼ぶもの。)であると政令で指定されたもの(一級水系)のうち、国土交通大臣が指定(区間を限定)した河川のこと。 ※二級河川・・・一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定(区間を限定)した河川のこと。 ※準用河川・・・一級河川及び二級河川以外で市区町村長が指定した河川のこと。	P.64

ストックマネジメント手法	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、管渠や下水処理場設備などの下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。	P.13
接続率	処理区域内人口に対する、公共下水道への接続による汚水処理をしている人口の割合。	P.15
ゼロカーボンシティまちだ	町田市が2022年1月に宣言した、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す取り組み。 <宣言に基づき行われる主な取り組み> ○町田市バイオエネルギーセンターにおける発電電力の地産地消 ○市有施設等における太陽光発電等による再生可能エネルギーの利用拡大 ○電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)の積極的な導入及び活用 ○民間企業等との連携・協定関係強化による市域のブランド力向上 ○将来を担う子どもたちに対する、環境配慮意識の醸成に資する教育機会の創出	第6章 P24
ソフト対策	情報伝達体制構築や危険箇所の周知など、人的・心理的な対策のこと。	P.67
た行		
耐震化	強い地震でも構造物が倒壊、損壊しないように補強すること。また、そのような構造に造りかえること。	P.51
滯水	水が停滞して流れない状態。	第2章 P1
耐用年数	耐用年数は一般的に「法定耐用年数」「物理的耐用年数」「経済的残存耐用年数」の3つの考え方がある。本文では主に、建物や設備、管渠等の構造、資材などが物理的に耐えられる年数として、「物理的耐用年数」で説明をしている。	第2章 P5
段階的高度処理施設	標準活性汚泥法の下水処理場において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、段階的に高度処理化を図る手法。	P.6

単槽型硝化脱窒プロセス	一つの水槽内で硝化(アンモニアの硝酸への変換)と脱窒(硝酸の窒素ガスへの変換)を同時に行う技術。	第5章 P11
単独公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するため地方公共団体が管理する下水道で、下水処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。	P.7
治水安全度	洪水に対する川の安全度合いを示す指標。被害を発生させずに安全に流せる洪水の発生する確率で表現される。	P.69
窒素	元素の一種で、「N」で示される。下水中の主要な成分で、りんと並んで水域の富栄養化の原因物質とされている。下水中では、アンモニウムイオン、硝酸イオン、有機性窒素などとして存在する。	P.62
地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織、財務・会計及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする法律。	P.1
地理情報システム(GIS)	位置情報に関する様々なデータをコンピュータ上で統合・管理し、地図上に表示・分析して、空間的な傾向や関連性を視覚的に把握するためのシステム。 GIS: <u>Geographic Information System</u>	第6章 P45
低炭素電力	発電の過程で排出される二酸化炭素(CO ₂)の量が少ない、またはゼロであるクリーンな電力。	第6章 P24
デザインビルド方式	工事や設計業務などを発注する際、設計(Design)及び施工(Build)の両方を、単一業者に一括発注すること。 工期の短縮、コストの削減、責任の一元化といったメリットがある。	P.49
独立採算制の原則	地方財政法上の地方公営企業が、その事業の運営によって得られる主要な営業収益(下水道事業の場合には下水道使用料)で経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくという原則である。	P.23
都市計画決定	都市計画法では、市町村は、原則として知事への協議の後(町村の場合は知事の同意を得た後)、市町	P.13

	村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとすると定めている(都市計画法第十九条)。下水道は、都市計画に定めることができる都市施設である。	
は行		
ハード対策	施設や構造物の整備・補修などの物理的な対策のこと。	P.67
排出係数	エネルギーの使用量など、ある活動の単位あたりに排出される温室効果ガス(主に CO ₂)の量を表す数値。	第5章 P10
バックキャスティング	最初に理想の未来像(ゴール)を設定し、そこから現在へと逆算して、未来を実現するために必要な具体的な行動や計画を立てる思考法・シナリオ手法	第5章 P3
BCM	事業継続マネジメント(Business Continuity Management)のこと。策定した事業継続計画(BCP)をより実効性の高いものにすべく、継続的に PDCA(Plan, Do, Check, Act)のサイクルで見直し、管理する仕組み。	P.53
標準活性汚泥法	下水処理場での水処理方法のひとつで、最初沈殿池で沈殿汚泥を取り除き、反応タンク(エアレーションタンク)内で下水と活性汚泥をエアレーションによって混合後、最終沈殿池で活性汚泥を沈殿分離し、上澄水を処理水として流出させる方法。 ※活性汚泥…下水に空気を吹き込み攪拌することで、凝集性があり、水をきれいにする微生物の集合体が形成される。この微生物の集合体のことをいう。有機物の吸着能力や酸化能力に優れており、沈降性もきわめて高く下水の生物処理に用いられる。	P.7
ファン・プロワ	送風機等のこと。吐出圧力によって「ファン」、「プロワ」と呼び方が異なる。一般的な構造は、電力を使って電動機を駆動し、羽根を回転させて空気の流れを発生させる構造となっている。	P.49
富栄養化	閉鎖性水域において、海水や河川の水に含まれる窒素化合物及びりん等の栄養塩類が流入し、藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴いその水質が累進的に悪化する現象をいう。富栄養化が進行すると、赤潮や青潮が発生する要因となる。	P.6

布設	生活排水や雨水を処理施設まで流すための下水管を地下に設置する工事。	第2章 P5
分流式下水道	汚水と雨水とを別々の管渠系統で排除する下水の排除方式。汚水のみを下水処理場に導く方法であり、雨天時に汚水を公共用水域に放流することができないので、合流式に比べ水質汚濁防止上有利である。	P.21
閉鎖性水域	湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域の総称。汚濁物が滞留しやすく、富栄養化などの環境問題が起こりやすい特徴がある。	P.6
補填財源	企業内に保有している現金預金などをさし、実際には現金支出が生じない減価償却費に充当した下水道使用料収入(=実際には使用しない現金預金)などがある。	第2章 P12
ポンプ場	下水を汲み上げるための施設。目的に応じて、排水ポンプ場、中継ポンプ場などがある。鶴川ポンプ場は、三輪地区の約 165ha の汚水を鶴見川クリーンセンターに送水する中継ポンプ場である。	P.6
ま行		
町田市下水道アクションプラン	下水道事業を展開していくうえで、最も基本となる計画「町田市下水道ビジョン」に基づく実行計画。2021年度以降は、2021年3月に策定した「未来につなぐ下水道事業プラン(町田市下水道事業経営戦略)」に引き継がれた。	第1章 P1
まちだ未来づくりビジョン 2040	2022年度から2039年度までの18年間のまちづくりと行政経営の方向性を示す町田市基本計画。	P.2
や行		
有収水量	下水処理場で処理した汚水のうち、浸入水を除いた下水道使用料収入の対象となる水量のこと。	P.17
有収水量密度	処理区域面積 1haあたりの年間有収水量。	P.27
有収率	処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる有収水の割合を示したもの。有収率が高いほど下水道使用料収入の対象とすることができない浸入水や漏水などが少なく、効率的であるといえる。	P.17
ら行		
流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するため地方公共団体が管理する下水道で、流域	P.7

	<p>下水道に接続するもの。</p> <p>※流域下水道…2以上の市町村における下水を排除するものであり、かつ、下水処理場を有するもの、又は、2以上の市町村における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するものを指す。事業主体は原則として都道府県である。</p>	
りん	<p>元素の一種で、「P」で示される。生物の増殖機能に重要な役割を果たしており、し尿、肥料などに多量に含まれている。湖沼、閉鎖性の海域などの富栄養化を促進する一因とされている。</p>	P.62

2. 原価計算表

第8章「経費回収率向上に向けたロードマップ」に記載されている、2026年度～2030年度における経費回収率の計算に使用した各年度の原価計算表です。

2026年度 原価計算表

収入の部			
項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使用料(X)	百万円 5,195.9	百万円	百万円 5,195.9
支出の部			
項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管渠費	職員給与費 234.7	百万円 60.4	百万円 174.3
	修繕費 141.5	44.3	97.2
	委託料 256.4	78.9	177.5
	その他の 38.9	8.0	30.9
小計	671.5	191.6	479.9
ポンプ場費	職員給与費 0.0	0.0	0.0
	動力費 6.9	0.0	6.9
	修繕費 13.3	0.0	13.3
	薬品費 0.0	0.0	0.0
	委託料 22.9	0.0	22.9
	その他の 0.9	0.0	0.9
小計	44.0	0.0	44.0
処理場費	職員給与費 301.4	16.1	285.3
	動力費 534.6	31.8	502.8
	修繕費 290.1	0.0	290.1
	薬品費 131.6	0.0	131.6
	委託料 927.1	0.0	927.1
	その他の 70.4	0.0	70.4
小計	2,255.2	47.9	2,207.3
一般管理費	職員給与費 223.7	72.2	151.5
	流域下水道管理運営費負担金 110.1	0.5	109.6
	委託料 743.4	11.7	731.7
	その他の 41.0	33.1	7.9
小計	1,118.2	117.5	1,000.7
資本費	支払利息 647.0	137.6	509.4
	減価償却費 7,315.2	5,712.7	1,602.5
	企業債取扱諸費 17.1	0.0	17.1
小計	7,979.3	5,850.3	2,129.0
合計(Y)	12,068.2	6,207.3	5,860.9
使用料対象経費(Y)			5,860.9
経費回収率 (X) / (Y) * 100 =			88.7%

2027年度 原価計算表

収入の部

項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使用料 (X)	百万円 6,679.6	百万円	百万円 6,679.6

支出の部

項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管渠費	職員給与費 245.4	百万円 63.3	百万円 182.1
	修繕費 226.9	79.2	147.7
	委託料 352.0	97.9	254.1
	その他 39.4	8.1	31.3
小計	863.7	248.5	615.2
ポンプ場費	職員給与費 0.0	0.0	0.0
	動力費 7.2	0.0	7.2
	修繕費 7.3	0.0	7.3
	薬品費 0.0	0.0	0.0
	委託料 18.7	0.0	18.7
	その他 1.3	0.0	1.3
小計	34.5	0.0	34.5
処理場費	職員給与費 311.0	16.7	294.3
	動力費 545.7	31.8	513.9
	修繕費 543.8	0.0	543.8
	薬品費 150.4	0.0	150.4
	委託料 947.8	0.0	947.8
	その他 66.4	0.0	66.4
小計	2,565.1	48.5	2,516.6
一般管理費	職員給与費 233.8	83.7	150.1
	流域下水道管理運営費負担金 112.1	0.5	111.6
	委託料 698.8	11.0	687.8
	その他 41.2	35.7	5.5
小計	1,085.9	130.9	955.0
資本費	支払利息 706.7	149.1	557.6
	減価償却費 7,498.2	5,901.0	1,597.2
	企業債取扱諸費 48.2	0.0	48.2
小計	8,253.1	6,050.1	2,203.0
合計 (Y)	12,802.3	6,478.0	6,324.3

使用料対象経費 (Y)

6,324.3

経費回収率 (X)/(Y) * 100 = 105.6%

2028年度 原価計算表

収入の部

項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使用料 (X)	百万円 6,643.8	百万円	百万円 6,643.8

支出の部

項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管渠費	職員給与費 253.2	百万円 65.3	百万円 187.9
	修繕費 233.7	81.5	152.2
	委託料 362.4	110.5	251.9
	その他 40.0	8.2	31.8
小計	889.3	265.5	623.8
ポンプ場費	職員給与費 0.0	0.0	0.0
	動力費 7.4	0.0	7.4
	修繕費 7.5	0.0	7.5
	薬品費 0.0	0.0	0.0
	委託料 19.2	0.0	19.2
	その他 1.3	0.0	1.3
小計	35.4	0.0	35.4
処理場費	職員給与費 321.0	17.2	303.8
	動力費 543.4	31.8	511.6
	修繕費 424.7	0.0	424.7
	薬品費 154.9	0.0	154.9
	委託料 975.7	0.0	975.7
	その他 67.9	0.0	67.9
小計	2,487.6	49.0	2,438.6
一般管理費	職員給与費 241.3	79.2	162.1
	流域下水道管理運営費負担金 111.4	0.5	110.9
	委託料 724.9	41.1	683.8
	その他 43.0	34.2	8.8
小計	1,120.6	155.0	965.6
資本費	支払利息 756.3	171.1	585.2
	減価償却費 7,434.3	5,873.8	1,560.5
	企業債取扱諸費 87.1	0.0	87.1
小計	8,277.7	6,044.9	2,232.8
合計 (Y)	12,810.6	6,514.4	6,296.2

使用料対象経費 (Y)

6,296.2

経費回収率 (X)/(Y) * 100 = 105.5%

2029年度 原価計算表

収入の部

項 目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	百万円 6,607.8	百万円	百万円 6,607.8

支出の部

項 目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管 渠 費	職員給与費 261.3	百万円 67.4	百万円 193.9
	修繕費 240.8	84.0	156.8
	委託料 372.4	100.5	271.9
	その他の 40.6	8.4	32.2
小計	915.1	260.3	654.8
ポンプ場費	職員給与費 0.0	0.0	0.0
	動力費 7.5	0.0	7.5
	修繕費 7.6	0.0	7.6
	薬品費 0.0	0.0	0.0
	委託料 19.8	0.0	19.8
	その他の 1.3	0.0	1.3
小計	36.2	0.0	36.2
処理場費	職員給与費 331.3	17.8	313.5
	動力費 556.1	31.8	524.3
	修繕費 411.0	0.0	411.0
	薬品費 159.6	0.0	159.6
	委託料 974.1	0.0	974.1
	その他の 66.5	0.0	66.5
小計	2,498.6	49.6	2,449.0
一般管理費	職員給与費 249.8	81.9	167.9
	流域下水道管理運営費負担金 111.5	0.5	111.0
	委託料 719.6	11.9	707.7
	その他の 43.7	34.4	9.3
小計	1,124.6	128.7	995.9
資本費	支払利息 822.6	193.1	629.5
	減価償却費 7,263.8	5,536.4	1,727.4
	企業債取扱諸費 16.7	0.0	16.7
小計	8,103.1	5,729.5	2,373.6
合計 (Y)	12,677.6	6,168.1	6,509.5

使用料対象経費 (Y)

6,509.5

経費回収率 (X)/(Y) * 100 = 101.5%

2030年度 原価計算表

収入の部

項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使用料 (X)	百万円 6,571.2	百万円	百万円 6,571.2

支出の部

項目	金額		
	投資・財政計画 計上額 税抜(A)	公費負担分・雨水分・そ の他控除分(B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管渠費	職員給与費	百万円 269.7	百万円 79.5
	修繕費	190.6	51.3
	委託料	348.4	107.0
	その他	41.2	8.5
小計	849.9	246.3	603.6
ポンプ場費	職員給与費	0.0	0.0
	動力費	7.7	0.0
	修繕費	21.1	0.0
	薬品費	0.0	0.0
	委託料	20.4	0.0
	その他	1.3	0.0
小計	50.5	0.0	50.5
処理場費	職員給与費	341.9	18.4
	動力費	569.0	31.8
	修繕費	349.8	0.0
	薬品費	164.3	0.0
	委託料	996.5	0.0
	その他	68.2	0.0
小計	2,489.7	50.2	2,439.5
一般管理費	職員給与費	257.8	95.9
	流域下水道管理運営費負担金	111.6	0.5
	委託料	732.8	4.3
	その他	45.7	35.7
小計	1,147.9	136.4	1,011.5
資本費	支払利息	877.7	204.4
	減価償却費	7,017.0	5,252.0
	企業債取扱諸費	21.4	0.0
小計	7,916.1	5,456.4	2,459.7
合計 (Y)	12,454.1	5,889.3	6,564.8

使用料対象経費 (Y)

6,564.8

経費回収率 (X)/(Y) * 100 = 100.1%

3 策定経緯

市長から諮問された町田市下水道事業審議会が、市長へ答申に至った経緯は、以下のとおりです。

審議会委員への委嘱・任命式及び諮問

年月日 日	曜	開催場所	内容	
			日	
諮問	2024年11月12日	火	市庁舎4F (政策会議室)	① 委員 委嘱・任命式 ② 会長、副会長選出 ③ 諒問 町田市下水道事業経営戦略及び 下水道使用料のあり方について

審議会 開催スケジュールと審議内容

年月日 日	曜	開催場所	内容	
			日	
第1回	2024年11月12日	火	市庁舎4F (政策会議室)	議案第1号 「未来へつなぐ下水道事業プラン(「町田市下水道事業経営戦略」以下「経営戦略」という)改定について 「経営戦略」の進捗管理状況の振り返りと今後解決に取り組んで行くべき課題の整理
第2回	2025年 1月14日	火	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 類似・近隣団体との比較分析 ② 下水道事業を取り巻く将来推計 ③ 投資・財政計画(第1次素案)
第3回	2025年 2月17日	月	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 効率化・経営健全化の取組み ② 投資・財政計画(第2次素案)
第4回	2025年 4月22日	火	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 下水道使用料改定の方向性について ② 経営戦略の内容について
第5回	2025年 7月23日	水	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 投資・財政計画(第3次案) ② 下水道使用料改定の方向性について

第6回	2025年 9月25日	木	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 投資・財政計画案の作成について ② 下水道使用料改定の方向性について ③ 経営戦略改定原稿について
第7回	2025年11月11日	火	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 投資・財政計画(第4次案) ② 下水道使用料改定の方向性について ③ 経営戦略改定原稿について
第8回	2026年 1月29日	木	成瀬クリーンセンター (3F大会議室)	議案第1号 経営戦略改定について ① 経営戦略改定原稿について ② 答申案について

審議会からの答申

年月日	曜 日	開催場所	内容	
			答申	議案第1号 町田市下水道事業経営戦略及び 下水道使用料のあり方について
答申	2026年2月 日	市庁舎4F (市長公室)		

4 委員の構成

町田市下水道事業審議会の委員は以下のとおりです。

町田市下水道事業審議会 委員名簿(五十音順)

委 員 名		所 属
学 識 経 験 者	市古 太郎(副会長)	東京都立大学 都市環境部都市政策科学科教授
	鵜川 正樹	公認会計士
	大久保 英敏	玉川大学 名誉教授
	長岡 裕(会長)	東京都市大学 名誉教授
下 水 道 事 業 関 係 団 体 の 代 表	入山 恵介	日本下水道事業団 ソリューション事業部事業経営支援課長
	奥田 千郎	東京都都市づくり公社 下水道部長 ※(任期 2025年4月1日から)
	内藤 清一	町田市管工協働事組合 理事
	武藤 真	東京都都市づくり公社 下水道部長 ※(任期 2025年3月31日まで)
	若林 克典	町田商工会議所 建設業部会 部会長
公 募	勝山 愛	公募による市民委員
	神保 吉次	公募による市民委員

任期(2024年11月12日から2026年10月30日まで)